



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2014年11月(第32号)

今年も早いもので残りひと月となりました。年末に向けてあわただしい時期となりますが、元気に1年を締めくくりたいですね。

「事務所だより11月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

## この号の内容

- 1 傷病手当金をご存じですか？
- 2 定年後再雇用時の社会保険加入は？
- 3 雇用契約書を作成しましょう
- 4 当事務所から

## 傷病手当金をご存じですか？

病気やケガの療養のために会社を休まなければならないときは生活を保障するために健康保険から傷病手当金が支給されます。民間の所得補償保険のような保険だけでなく、公的な健康保険にもこのような生活保障のための給付がありますので、利用してみたいかがでしょうか。（国民健康保険では傷病手当金の制度はありません）

### ■ 支給される条件

- ①業務外の理由の病気やケガの療養のために休業であること。
- ②それまで就いていた仕事に就くことができないこと。
- ③連続して3日以上休んでいること。
- ④休業した期間について給与の支払いがないこと。

### ■ 受けられる期間

休んだ期間のうち、最初の3日（待機）が経過した4日目から支給され支給開始された日から最長1年6ヶ月の間。

### ■ 支給される額

1日あたり休業する社員の標準報酬日額の3分の2の額が支給されます。（実際に休業した日数分が支給されます）

\*標準報酬日額：標準報酬月額を30日で割ったもの。

\*標準報酬月額：社員が会社から受け取る給与をいくつかの等級に区分した仮の報酬月額に当てはめて決められる。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139>

## 定年後再雇用時の社会保険加入は？

定年後再雇用により継続勤務する場合、フルタイム勤務であれば健康保険・厚生年金保険および雇用保険には引き続き加入することになりますが、短時間で勤務する場合は扱いが異なります。健康保険および厚生年金保険は労働日数および労働時間が一般社員（フルタイム勤務）の4分の3以上である場合に加入対象となります。そのため労働日数または労働時間が一般社員（フルタイム勤務）の4分の3未満である場合には加入対象外となりますが、それにより、国の年金の受給者である場合は、支給額を問わず年金は支給停止されません。雇用保険については①週の所定労働時間が20時間以上かつ②31日以上雇用される見込みがある場合に加入することとなります。このように働き方により社会保険の加入に違いが出てくることになっています。



## 雇用契約書を作成しましょう

会社は従業員を採用する際、正社員やパートタイマーにかかわらず、賃金や労働時間など特に重要な労働条件を書面で明示することが法令で義務付けられています。これは労働条件をあいまいにしたまま従業員を採用すると「約束した条件とは違う！」といったトラブルが発生する可能性があるからです。労働条件を労働条件通知書や雇用契約書、就業規則などの書面で従業員に明示していますか？

当事務所では、これらの書面作成でお困りのお客様をサポートさせていただいております。また、外国人従業員向けに英語版の作成も承っておりますので、お気軽にご相談ください。

【詳しい内容はこちらをクリック】



[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/koyou\\_rule.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/koyou_rule.html)

## 当事務所から



事務所日より11月号はいかがでしょう。

今年は年金セミナーの講師業務のご依頼をいただき、地方に出張する機会に恵まれました。大阪、金沢、博多、名古屋などに伺いましたが、仕事の後はその土地の美味しいものを食べて帰ってくるのが楽しいですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209 号  
TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

(部屋番号と FAX 番号が変更になりました)

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美